

平成28年(2016年)5月27日
教育委員会事務局 スポーツ課 管理係
(課長)小野沢弘夫 (担当)田中哲也
電話:026-235-7447(直通)
026-232-0111(代表)内線4463
FAX:026-235-7476
E-mail:sports-ka@pref.nagano.lg.jp

県立武道館基本構想(案)

平成28年5月

長野県

1 建設の目的

武道は、礼節を尊重するなど心技体を一体として修練する日本固有の伝統文化であり、その伝統を次世代へ継承していく必要がある。

また、武道は競技スポーツとしての一面も有し、全国大会等での本県選手の活躍は地域の一体感を醸成し、県民に元気と勇気をもたらすことが期待されることから、本県における武道の競技力を向上させる必要がある。

さらに、武道は、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が、年齢、体力、技術、目的等それぞれの状況に応じて取り組める運動文化であり、世界一の健康長寿を目指す取組のけん引役として、体力・運動能力の向上、生涯にわたる健康づくりを推進すること、世代間交流の活性化を通じ、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくりに貢献することが期待されることから、広く普及していく必要がある。

本県における武道を取り巻く現状をみると、平成 24 年度に中学校において武道の必修化が完全実施されたことに伴い、武道に触れる機会が格段に増えている¹。

また、武道団体においては、大会等の開催に当たり既存の体育施設²を活用しているところであるが、様々な競技で利用される中で会場の確保が難しく、新たな大会の誘致が困難な状況にある³。

このような現状を踏まえ、武道を普及・振興するためには、次のような観点からその環境を作り上げていくことが求められている。

- 武道の伝統を守り競技力を向上させるため、レベルの高い大会や講習会を開催し、競技者や指導者の活動意欲を高めていくこと⁴。
- 誰もが安心・安全に武道に取り組むことができるよう、新たな指導者の育成や資質向上を図ること。
- トップレベルの選手が集う大会などの開催を通して、武道を観る機会やボランティア等で大会を支える機会が充実し、子どもたちが様々な体験を重ねたり、多様な人々が交流することで地域の活性化につながること。
- 武道関連の情報を幅広く発信することにより、多くの県民が武道に関心を持ち、より身近に感じて親しむこと。

¹ 年間 10 時間程度履修させている学校が多い

² 県内の体育施設の状況

固定観客席を 1,000 席以上有する体育施設:8施設 3面以上の武道館:3施設

³ 長野県内での全国大会開催実績(平成 25 年度):2大会

⁴ 本県に拠点を置きながら全国レベルの大会で活躍している選手は少ない

第 70 回国民体育大会(平成 27 年)の成績:柔道 20 位、剣道 23 位、空手道 26 位、銃剣道 14 位、なぎなた 22 位

- 武道は、裸足で行う等の特性を有するため、裸足で行う競技に適した床材や弾力性のある床構造とするなど、体育館とは異なる配慮が重要であることから、武道に適した施設が必要であること。

これらに対応するため、各都道府県においては、武道館を設置し活用しているところ⁵であるが、本県にはその拠点となりうる武道施設がなく、これまで武道館の建設に向け、17万人の署名を添えた要望をはじめ、関係者から繰り返し要望が行われている。

こうしたことから、本県における武道振興の中核的拠点として武道館を設置し、その拠点整備を踏まえた武道振興のためのビジョンをもって取り組むことにより、「スポーツによる元気な信州づくり」の新たな一歩を踏み出す。

この基本構想は、武道館を設置するに当たっての基本的な考え方を示すものである。

⁵ 43 都道府県で設置(屋内武道施設で主道場又は柔道場・剣道場を備えているもの)

2 施設整備方針

武道館の整備に当たっては、本県の地理的特性など強みを活かして、県民本位の利用としながら県外の方にも積極的に利用していただけることを念頭に、武道に適した施設とすることを基本としつつ、武道以外の活動やイベント等にも活用できるよう、利便性の高い施設を目指す。

- (1) 本県の武道振興の中核的拠点となる施設を目指す
 - ▶ 少なくとも北信越レベル以上の大会が開催可能な規模を確保
 - ▶ 各武道の競技規則に対応した競技面積及び設備を確保
 - ▶ 武道の特性を踏まえ、安全等に配慮した床を整備するなど、機能性を重視
 - ▶ 大会の運営に必要な諸室（会議室、控室等）を確保
 - ▶ 観やすさに配慮した観客席（位置、角度等）を設置
 - ▶ 駐車台数をできるだけ多く確保
 - ▶ 選手、大会関係者及び観客等の動線を明確に区分するなど、大会等が開催しやすいレイアウトや環境に配慮
 - ▶ 日々の鍛練や指導者研修等に必要な機能に配慮
 - ▶ 武道の伝統を継承し、次世代へつなげられるようなデザイン等に配慮
 - ▶ 県内各地はもとより県外からのアクセス等に配慮
 - ▶ 既存施設との連携を考慮
- (2) 多目的に利用できる「選ばれる」施設を目指す
 - ▶ 武道以外の活動にも幅広く活用できるような仕様に配慮し（大型車の搬入路の確保等）、他のスポーツや文化活動等で多様に利用できるよう配慮
 - ▶ 災害時に避難や支援物資収集などにも活用できるよう配慮
 - ▶ 「憩いの場」など競技以外のスペースを充実
- (3) 県民に愛され末永く使われる施設を目指す
 - ▶ 子どもや高齢者、障がい者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮（エレベーター・スロープ・多目的トイレ等の設置、多言語表記等）
 - ▶ 駐車場に車いす使用者用及び歩行困難な方用の駐車区画を設置
 - ▶ 障がい者がスポーツに親しめる環境を整備
 - ▶ 維持管理費を節減できるよう、省エネルギーやライフサイクルコストに配慮
 - ▶ 県産材の活用などにより、長野県の魅力（信州らしさ）を発信
 - ▶ 周辺施設との連携に配慮
- (4) 環境・景観に配慮した施設を目指す
 - ▶ 周辺地域の環境との調和に配慮するとともに、植樹等により緑化にも配慮
 - ▶ 断熱・日射・自然採光等を考慮することにより必要エネルギーの最小化を図った上で、エネルギー供給設備の効率化及び自然エネルギーの導入等について検討し、環境への負荷を低減

3 建設予定地

新幹線等の高速交通網を活用したアクセスの良さ⁶、必要な敷地面積の確保⁷、周辺施設との連携⁸、地元の協力が得られること⁹等を総合的に勘案して、佐久市（猿久保）とする。

4 施設の概要

(1) 機能、規模等

今後開催する予定の大会や誘致を目指す大会の規模、各都道府県の武道館の状況¹⁰等を総合的に勘案し、以下のとおりとする。なお、弓道場・相撲場については、既存施設を活用する。

機能	規模等
主道場（板張り）	競技面積 2,000 m ² 程度（柔・剣道場6面可能） 観客席 1,500席程度 ステージを設置
道場（畳敷き）	競技面数 柔道場3面程度 観客席 200席程度
道場（板張り）	競技面数 剣道場3面程度 観客席 200席程度
その他	会議室、師範室、器具庫、シャワー室 等 冷暖房設備、防音設備 等

(2) 面積

延床面積 11,000 m²程度

(3) 建設費

50億円程度（他県の同規模施設の例等を踏まえ試算）

なお、建設資材の価格変動等により、今後変動する可能性がある。

(4) 整備手法

- プロポーザルにより設計業者を選定するなど、民間の技術的能力をできる限り活用するよう努める。
- 利用者視点を反映できるよう、関係者のご意見をいただきながら進める。

⁶ 北陸新幹線佐久平駅から車で約10分

中部横断自動車道佐久中佐都ICから車で約10分、上信越道佐久ICから車で約10分

⁷ 駐車場用地を含め、敷地面積20,000 m²以上を確保

⁸ 佐久市市民創錬センター、駒場公園等との連携が可能（会議室、駐車場等の利用）

⁹ 文化振興事業の実施、公共交通利用者への配慮等

¹⁰ 直近（平成10年度以降）に建設された他県の武道館の状況（10施設の平均）

[主道場]1,839 m²（固定観客席 1,764席） [柔道場（畳）]2.2面 [剣道場（板）]3.2面

5 スケジュール

平成31年度中の供用開始を目指す。

6 運営方針

- (1) 指定管理者制度を導入するなど、効率的・効果的な管理運営に努める。
- (2) 武道での利用を主とし、大会等を積極的に誘致するほか、武道以外の多様な利用により、施設利用率の向上に努める。
- (3) 隣接する佐久市市民創錬センターをはじめ、周辺施設との有機的な連携により、施設の利便性の向上を目指す。

【参考】これまでの検討経過等

時期	内容
H22.2	長野県武道連絡協議会が県立武道館の早期建設を知事へ要望(17万人の署名を添えて要望)
H24.4	中学校における武道必修化の完全実施
H25.3	『しあわせ信州創造プラン』に「武道を振興するための施設のあり方を検討」する旨を記載
H26.6～	外部有識者(6人)による「武道振興施設のあり方検討会」における検討 ※5回開催
H27.1	『武道振興施設のあり方に関する報告書』(※1)の提出
H27.5～	外部有識者(8人)による「県立武道館基本構想検討会議」における検討 ※5回開催
H27.11	『県立武道館基本構想検討会議報告書』(※2)の提出 → 市町村へ周知し、候補地検討
H28.2～3	「県立武道館基本構想の策定に向けた今後の方向性について」に対する意見募集
H28.3	教育委員会において「県立武道館基本構想の策定に向けた基本方針」を策定→知事部局との調整

(※1)『武道振興施設のあり方に関する報告書』の概要

○ 武道振興施設のあり方について

「スポーツによる元気な信州づくり」「生涯スポーツ社会の実現」「青少年健全育成・競技力向上の根幹となる指導者の育成」「観るスポーツ・支えるスポーツの振興」の観点から、本県においては、武道振興の中核的拠点となる県立武道館が必要である。

○ 留意事項

- ・県立武道館の整備にあたっては、県の財政状況を考慮し、経費の抑制や地元市町村・民間企業との連携による財源確保等に努めること。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、できる限り早期に整備することが望ましい。
- ・武道の活動及び施設の維持管理に支障のない範囲で、武道以外の利用も検討すること。また、武道競技団体及び地元市町村の協力を得て、利用率の向上に努めること。
- ・県立武道館の設置にあたっては、周辺施設の状況も考慮した上で、適地を選定すること。また、建設地の選定にあたっては、利用者の意見を尊重することが望ましい。

(※2)『県立武道館基本構想検討会議報告書』の概要

○ 県立武道館として望ましい機能・規模等

【主道場】競技面数:柔・剣道場6面程度、面積 2,000 m²程度(観客席 1,500～2,000 席程度)

【道場(畳敷き・板張り)】競技面数:各3面程度、面積各 1,000 m²程度(観客席各 200～250 席程度)

【弓道場、相撲場】既に県立施設があるため、その充実や有効活用を含め、検討

○ 留意事項

- ・武道に適した施設であること
- ・利用者が快適に利用できる施設とすること
- ・本県の武道振興の拠点としてふさわしい施設とすること
- ・少なくとも北信越レベルの大会が開催できる施設となるよう、配慮すること
- ・周辺施設と有機的な連携を図り、中核施設としての機能をより発揮できるよう、配慮すること
- ・県の財政状況を考慮し、必要な機能は整備しつつ、質朴なものとなるよう、配慮すること